

外国人の方を雇用する共済契約者の皆様へ(お願い)

外国人被共済者の方が退職金請求をされないまま帰国される事例が発生しております。

外国人被共済者の方が退職し、日本を出国されることが分かった場合は、速やかに退職金請求手続きをしていただきますよう、被共済者へのご案内をお願いいたします。

退職金受給の要件

退職金は、労働者(被共済者)が特定の企業をやめたときではなく、建設業で働かなくなったときに、共済手帳に貼り終わった共済証紙及び電子申請により掛金納付された日数の合計が12月(21日分を1ヶ月と換算)以上あった場合に、受け取ることができます。

外国人被共済者の出国(帰国)が決まった場合

退職金のお支払いまでには、必要な書類が全て揃っていて、建退共各都道府県支部で当該書類をお預かりしてから、おおよそ1か月くらいかかります。

出国(帰国)される前に被共済者の預貯金口座は解約されてしまうため、口座を解約する前に退職金を受け取っていただきますようお願いいたします。

外国人被共済者が退職するまでに

退職日までの就労日数に応じた共済証紙が共済手帳に貼付されているか、もしくは退職金ポイントが充当し終えているかを確認してください。

退職金請求書は、パソコンから様式をダウンロードすることができます。

〔 建退共TOPページ>各種申請書等>
退職金請求に関する様式>退職金請求書 まずはじめにお読みください 〕

退職金請求書のダウンロードができない場合は、最寄りの建退共各都道府県支部にご連絡していただき、お取り寄せください。